文書館

室名	基本的な性能										建築					電気設備														機械設備										
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	温湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明演色性 Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン・トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m²程度	m以上	Ⅰ防火難 Ⅱ分別耐火難 Ⅲ特開耐火難	Ⅰ誰でも入れる Ⅱ職員のみ Ⅲ限られた職員のみ	○設置	Ⅰ執務室しか収蔵庫しか収蔵庫 Ⅱ収蔵庫 Ⅲ収蔵庫	「固定・重要文化財の公開に関する取扱要綱」「文化財公開施設のお面に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ聞こえない Ⅱ会話OK Ⅲ静穏	Ⅰ可 Ⅱ最付数料のみ可 Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）「表4.1 機能荷重」による区分	○―健なしor一般室 Ⅱ―一般利用可 Ⅲ―職員のみ Ⅳ―限られた職員のみ																										
収集・保存																																								
搬入室	50	2.7	Ⅰ	Ⅲ	○	Ⅱ	―	―	―	くん蒸する前に古文書や公文書等を一時保管する。	・閲覧館の荷下ろし・搬出入スペースと隣接させ、直接出入りが可能な扉を設置すること。 ・１階に設置すること。 ・くん蒸室と隣接させ、直接出入りが可能な扉を設置すること。 ・作業室と近接すること。 ・管理ゾーンの廊下側から直接出入りが可能な扉を設置すること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・空調設備は、風向の切替えが可能な設計とすること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・史料を一時保管する棚（スチール等の無機質材）は２面以上の壁面に沿う形で配置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・滅菌・殺菌するための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置すること。 ・出入り口に虫トラップを設置すること。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 三重床 内部吸湿性のある素材貼	研究室	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	―	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
作業室	80	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	被災史料の吸水・乾燥・クリーニング・補修作業を行う。 採間の蔵物から引き揚げた劣化史料等のクリーニング・補修作業を行う。 収蔵史料の劣化状態の調査及び補修作業を行う。	・１階に設置すること。 ・搬入室およびくん蒸室と近接すること。 ・図書館の荷下ろし・搬出入スペースと隣接させ、直接出入りが可能な扉を設置すること。 ・管理ゾーンの廊下側から直接出入りが可能な扉を設置すること。 ・被災史料の吸水・乾燥・クリーニング・補修作業に対応可能な仕様とすること。 ・空調設備は、風向の切替えが可能な設計とすること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・汚染物質の発生への対処および薬品の保管や取り扱いにあたっては、健康被害防止のための対策を講ずること。 ・室内の風通しに配慮して窓を設置すること。窓は紫外線カット機能を有する仕様とすること。 ・作業に使用する道具類等を洗浄できる、深めのシンクを設置すること。 ・水損資料等を収納した プラスチックコンテナ 用のスチール製物品棚および被災史料を文書保存箱等で仮置きするためのスチール製物品棚を、それぞれ壁面に設置すること。 ・作業机および椅子を設置するスペースを設けること。机は、大型史料（絵図、木札等）を広げることが可能な大きさとすること。 ・硫化水素等の毒性ガスの濃度を測定可能な機器を設置すること。 ・局所排気装置および全体換気装置を設置し、空気の循環に配慮した室内環境とすること。 ・局所排気装置は、囲い式および外付け式を適宜組み合わせて配置すること。 ・カビ除去のため、HEPAフィルター付き吸引装置および掃除機を設置すること。 ・滅菌・殺菌するための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置し、消毒用具収納棚を設置するスペースを設けること。 ・出入り口に虫トラップを設置すること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・床仕上げは、理科実験室用の多機能ビニル床シート等、耐水性、耐汚染性および耐薬品性を有するものとすること。 ・建築物の省音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当［N-45］の性能を有すること。	―	耐薬品性、防水性、防汚性のある床材	研究室	Ⅲ	○	500	80以上	―	―	○	○	―	○ （倉用） （事業者用） （利用者用）	○	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
収蔵庫・参考資料室共通											・恒温恒湿の24時間空調を備え、温湿度設定が可能な設計とすること。 ・空調設備は、風向の切替えが可能な設計とすること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・出入り口に虫トラップを設置すること。 ・気密性および耐火性に十分配慮すること。 ・床材および壁材等は耐久性および耐汚染性に配慮したものとし、油や粉塵等の発生のおそれのない材料とすること ・床水対策として、床の高さを確保すること。 ・窓を設置しないこと。 ・空気の循環に配慮した室内環境とすること。 ・温湿度データロガーを設置すること。 ・設置するすべての書架には、落下防止措置を施すこと。																															
参考資料室	130	3.0	Ⅰ	Ⅱ	―	Ⅱ	―	―	―	写真帳及び参考図書等を配架する。	・閲覧室と隣接し、閲覧室のカウンターを近接させること。 ・参考資料室から各諸室への動線に配慮すること。 ・写真帳6,500冊、参考図書55,000冊以上を保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に資料を出納できる移動書架間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員がブックトラックに資料を乗せて容易に移動できる幅を確保すること。 ・机・椅子（１セット）を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	―	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第１収蔵庫	670	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	古文書を収蔵する。	・中性紙箱9,000箱以上（古文書）が保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に中性紙箱の出し入れを行い、史料を出納できる移動書架間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に中性紙箱等を乗せて移動することができるよう、十分な幅を確保すること。 ・机・椅子（３セット以上）を配置すること。 ・大型史料を配架することが可能な、スチール等の無機質材の棚を、壁面等に10台以上設置すること。 ・温湿度の機衡および汚染防止・防虫対策のための30㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用を可能とする。ただし、第１～３収蔵庫内に最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井に調湿ボードを設置すること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合は、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除菌マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第２収蔵庫、第３収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第２収蔵庫	780	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	公文書及びマイクロフィルムを収蔵する。	・公文書150,000冊以上が保管できる電動移動書架を設置すること。 ・職員が安全に史料・マイクロフィルムを出納できる移動書架間及びキャビネット間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に文書保存箱等を乗せて移動することができるよう、十分な幅を確保すること。 ・机・椅子（３セット以上）を配置すること。 ・大型史料を配架することが可能な、スチール等の無機質材の棚を、壁面等に６台以上設置すること。 ・マイクロフィルム5,500巻以上を収蔵できるよう、専用キャビネットを８台程度設置すること。 ・専用キャビネット８台程度のうち、TACベースマイクロフィルム用として５台程度、PETベースマイクロフィルム用として３台程度設けること。 ・TACベースのマイクロフィルムを収納する専用キャビネットの設置スペースは、別室として20㎡程度設け、直接の行き来を可能にすること。 ・マイクロフィルムの保管に関しては、その特性及び収蔵庫内の他資料への影響等に配慮すること。 ・温湿度の機衡および汚染防止・防虫対策のための30㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用を可能とする。ただし、第１～３収蔵庫内に最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井の仕上げ材は調湿ボードとすること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合は、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除菌マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第１収蔵庫、第３収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	移動書架を設置する書庫	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
第３収蔵庫	150	3.0	Ⅲ	Ⅱ	○	Ⅲ	―	―	―	行政資料、県史編さん収集史料（大型軸）、映像資料等を収蔵する。	・行政資料10,000冊以上、文書保存箱300箱以上（映像資料等）が保管できる物品棚を設置すること。 ・大型史料を配架することが可能なスチール等の無機質材の棚を壁面等に設置すること。 ・職員が安全に史料を出納できる棚間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に文書保存箱等を乗せて移動することができるよう、十分な幅を確保すること。 ・温湿度の機衡および汚染防止・防虫対策のための30㎡程度の収蔵庫前室を設置すること。 ・収蔵庫前室は文書館他収蔵庫と兼用を可能とする。ただし、第１～３収蔵庫内に最低２箇所設置すること。 ・湿度保持のため、壁、天井に調湿ボードを設置すること。 ・収蔵庫同士が隣接した場合は、収蔵庫間を行き来できる扉を設置すること。 ・除菌マットを設置すること。 ・閲覧室、参考資料室、第１収蔵庫、第２収蔵庫と近接すること。 ・庫内に内線対応が可能な電話機を設置すること。	○	二重壁 二重床 内部吸湿性のある素材貼	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	―	200	―	○	○	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅱ	20℃±2℃ 50%±5%	20℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
資料保管庫	50	2.7	―	Ⅲ	―	Ⅰ	―	―	―	物品及び当館刊行物等を保管する。	・研究室、調査整理室と同フロアとすること。 ・当館刊行物（栃木県史・研究紀要・図録・リーフレット・史料所在目録等）10万点以上及び史料整理用物品等（交換保存箱・バッチファイル等）が保管できる物品棚を設置すること。 ・職員が安全に資料・物品を出し入れできる棚間の幅を確保すること。 ・通路幅は、職員が台車に物品等を乗せて移動することができるよう、十分な幅を確保すること。 ・設置するすべての棚に落下防止の措置を施すこと。 ・一般利用者が侵入できない動線に扉を配置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・虫トラップを設置すること。	―	―	一般書庫、倉庫等	Ⅲ	―	200	―	―	―	○	○	―	○ （倉用） （事業者用）	―	○	―	―	―	―	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	―	○	―	―	―	Ⅰ	Ⅰ

別紙１－４　諸元表（文書館）令和８(2026)年10月15日公表

文書館																																						
室名	基本的な性能											建築					電気設備														機械設備									
	面積目安	天井高目安	耐火	防犯	監視カメラ	温湿度管理	重要文化財対応	音環境（公開のみ）	飲食（公開のみ）	諸室の概要、用途等	必要な性能等	二重床	内装仕上	床荷重	電気錠	カーテン等	照度 lx	照明演色性 Ra	発電回路の割合（照明）	発電回路が必要な専用機器	一般コンセント	TEL	FAX	LAN	電気時計	館内放送音量調節	TV	インターホン トイレ呼出	映像設備	音響機器	空調	夏季空調（上：温度）（下：湿度）	冬季空調（上：温度）（下：湿度）	空調運転時間	停電時の空調運転バックアップ要否	換気	空気清浄度	給排水	給湯	水損対策	消火設備方式
	m程度	m以上	Ⅰ防火建 Ⅱ分別耐火建 Ⅲ2時間耐火建	Ⅰ建でも入れる Ⅱ職員のみ Ⅲ職員のみ	○設置	Ⅰ執務室しか収蔵庫しか空調置 Ⅱ空調置 Ⅲ収蔵庫しか	「固定・重要文化財の公開に関する勧奨書」「文化財公開施設のお面に関する指針」に記載の文化財の取り扱いを行う。	Ⅰ騒がしい許容 Ⅱ音楽OK Ⅲ静穏	Ⅰ可 Ⅱ飲付飲料のみ可 Ⅲ不可					建築構造設計基準の資料（令和3年改定 監修 公共建築協会 官庁営繕部監修）「表6.1 機能別重」による区分	※一部なしor一部収容 Ⅰ一般利用可 Ⅱ一職員のみ Ⅲ一選ばれた職員のみ																										
展示・公開																																						
展示室	100	3.5	Ⅰ	Ⅰ	○	Ⅱ	○	Ⅱ	Ⅲ	常設展、企画展等を開催する。	・展示準備室と隣接すること。 ・閲覧室と近接すること。 ・展示準備室に通じる扉を設置すること。 ・車椅子でも容易に監視できるよう、壁および展示什器の配置に配慮すること。 ・恒温恒湿の24時間空調を備え、温湿度設定が可能な設計とすること。 ・不活性ガスによる消火設備を設けること。 ・カビの発生や虫害などの生物被害対策を徹底すること。 ・防犯対策を徹底すること。 ・静穏な空間で観賞できるよう、騒音対策を行うこと。 ・国宝・重要文化財の展示が可能となるよう、十分なセキュリティ対策を行うこと。 ・ウォールケースの仕様は、別紙１－５(美術館・文書館壁面展示ケース基準仕様書)も参照すること。 ・ウォールケースは、壁面に沿って凹の字型に設置し、ウォールケースの奥行きは１m程度、高さは天井高とすること。 ・ウォールケース内の底面は、床面から高さ0.8m程度とし、展示有効空間は高さ2.5m程度とすること。 ・ウォールケース内には、ピクチャーレールを設置すること。 ・ウォールケース内は、温度は20℃程度、湿度は40～55%を保持すること。 ・間壁の天井は、垂れ幕等を吊り下げ可能な格子状の仕様とすること。 ・可動式展示ケースは、壁面に２台以上、中央に４台以上配置すること。 ・照明はベース照明に加え、可動式のLEDスポットライトを適当設置すること。 ・展示ケース内には、文化財用照明（照度は200ルクス以下で調光可能なもの）を設置すること。 ・天井には、壁面や床等へ投影可能なプロジェクターを１台程度設置すること。 ・床材は、静音性および吸音性に優れたものとし、史料運搬用の台車の進行を妨げないものとすること。また、刺難しやすいものやあくず等が出る素材は避けること。 ・赤外線ワイヤレスビジターカウンターを設置すること。 ・窓は設置しないこと。 ・ウォールケースおよび展示ケース内に温湿度データロガーを設置すること。 ・文書館エントランスホールとの来館者動線に配慮すること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること（ただし遮音性能は除く。）。	○ (床吹出し空調とする場合)	—	一般書庫、倉庫等	Ⅰ	—	500 (調光あり)	90以上	○	○	○	○	—	○ (県用) (事業者用) (利用者用)	○	○	—	—	○	○	Ⅱ	22℃±2℃ 50%±5%	22℃±2℃ 50%±5%	Ⅲ	○	○	Ⅲ	×	×	Ⅲ	Ⅱ
展示準備室	50	2.7	—	Ⅱ	—	Ⅰ	—	—	—	展示用備品等を保管する。	・展示室と隣接すること。 ・展示室に通じる扉を設置すること。 ・展示用備品等を保管するための物置棚を設置すること。 ・第１～第３収蔵庫との動線に配慮すること。 ・窓は設置しないこと。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。	—	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅱ	—	500	—	—	—	○	○	—	○ (県用) (事業者用)	—	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	—	—	Ⅰ	Ⅰ
閲覧室	100	2.7	—	Ⅰ	○	Ⅰ	—	Ⅲ	Ⅲ	県民が収蔵史料や参考図書等を閲覧する。	・静穏な空間で史料の閲覧等ができるよう、他諸室との遮音性能を確保した仕様とすること。 ・出入口付近に、２名程度が常駐可能なカウンター（職員の手元が見えない高さ）を設置すること。 ・閲覧者用の机および椅子を設置するスペースを設けること。 ・閲覧室に設置する机および椅子は、すべて木製とすること。 ・配置する机の１台は、大型史料（絵図、木札等）を広げることが可能な大きさとすること。 ・出入口に衛生マットを設置すること。 ・車椅子でも容易に閲覧できるよう、壁、書架および閲覧席の配置に配慮すること。 ・撮影スペースを確保し、撮影台、撮影用照明、撮影用机および椅子をそれぞれ２セット程度設置すること。 ・1,500冊以上の開架用図書を置く書棚を壁面に設置すること。 ・40冊以上の学術研究雑誌を開架できるよう、雑誌架を設置すること。 ・床材は、静音性および吸音に優れたものとし、史料運搬用の台車の進行を妨げない仕様とすること。また、刺難しやすいものやあくず等が出るものは避けること。 ・出入口の外側付近に手洗い設備を設置すること。 ・出入口の外側付近に鍵付きロッカー（16人分以上）を設置すること。 ・史料検索等をするためのパソコン６台分設置可能なスペースを確保すること。 ・マイクロフィルム閲覧用機材（レジェンドスキャナ、デスクトップ型のPC、モニター、プリンタ）を設置するスペースを確保すること。 ・コピー機を設置すること。 ・職員と利用者の動線分離を考慮し、それぞれ出入り口扉をそれぞれ１箇所設置すること。 ・参考資料室と隣接すること。 ・第１～第３収蔵庫と近接すること。 ・展示室と近接すること。 ・書架に直接光が当たらない配置とし、窓はブラインドを設置するとともに、紫外線カット機能を有するガラスを使用すること。 ・内線対応が可能な電話機を設置すること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所の会議・応接室の２級相当【N-40】の性能を有すること。	—	—	令第85条の劇場等（その他の場合）	Ⅰ	○	500	80以上	—	—	○	○	—	○ (県用) (事業者用) (利用者用)	○	○	—	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○（出入口外付近に設置）	—	Ⅲ	Ⅰ
調査・研究																																						
研究室	60	2.7	—	Ⅲ	—	Ⅰ	—	—	—	職員が調査研究を行う。	・調査整理室と隣接すること。 ・職員数に応じた机および椅子を設置するスペースを設けること。 ・設置する机はすべて木製とすること。 ・大型史料閲覧用机を２台程度設置するスペースを設けること。 ・撮影台、撮影用照明を設置する撮影スペースを設けること。 ・共用パソコン、スキャナー、カラープリンターを設置するスペースを設けること。 ・窓は紫外線カット機能を有する仕様とすること。 ・シンクを設置すること。 ・物品棚を壁面に設置すること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・館長室、事務室と近接すること。 ・床材は耐汚染性を有するビニル系材料とすること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	—	防汚性のある床材	研究室	Ⅲ	○	750	80以上	—	—	○	○	—	○ (県用) (事業者用)	○	○	○	—	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ
調査整理室	70	2.7	—	Ⅲ	—	Ⅰ	—	—	—	職員が、収集した史料の目録取り作業等を行う。	・研究室と隣接すること。 ・職員数に応じた机および椅子を設置するスペースを設けること。 ・設置する机はすべて木製とすること。 ・大型史料閲覧用机を２台程度設置するスペースを設けること。 ・プリンタを設置するスペースを設けること。 ・窓は紫外線カット機能を有するガラスとすること。 ・作業に使用する遮光顕微鏡を洗浄できる、深めのシンクを設置すること。 ・滅菌・殺菌のための空気循環式紫外線清浄機を２台以上設置すること。 ・物品等を配架するスチール棚を壁面に２台程度設置すること。 ・中性紙箱を配架することが可能な木製棚を、壁面に１面程度配置すること。 ・参考図書等を配架する書架を設置するためのスペースを設けること。 ・外線対応が可能な電話機を設置すること。 ・館長室、事務室と近接すること。 ・床材は耐汚染性を有するビニル系材料とすること。 ・建築物の遮音性能基準と設計指針（日本建築学会編）に定める、室内騒音に関する適用等級は事務所のオープン事務室の２級相当【N-45】の性能を有すること。	—	防汚性のある床材	研究室	Ⅲ	○	750	80以上	—	—	○	○	—	○ (県用) (事業者用)	○	○	—	○	—	—	Ⅰ	概ね 26℃ 50%	概ね 22℃ 40%	Ⅰ	—	○	Ⅲ	○	○	Ⅰ	Ⅰ